

◎新潟県告示第598号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南魚沼市上十日町字法道436-1	田	393
南魚沼市塩沢字樋渡496-3	田	591
南魚沼市上十日町字長田292-3	田	581
南魚沼市上十日町字長田303	田	1,047
南魚沼市上十日町字法道411-1	田	482
南魚沼市上十日町字武台530-1	田	767
南魚沼市上十日町字武台536-1	田	766
南魚沼市上十日町字武台536-2	田	790

2 利用権の内容

水稲栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年9月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

269,370円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。